

市町村第 506 号  
令和 5 年 9 月 29 日



岩手県ふるさと振興部長

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

このことについて、総務大臣より別添「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について」（令和 5 年 9 月 28 日付け總稅市第 97 号）のとおり地方稅法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項の規定に基づく指定の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、指定対象期間中において基準に適合しなくなった場合は指定取消しとなりますので、下記について留意の上、今後も寄附金の募集の適正な実施に係る関係法令を遵守し、返礼品の内容について適切に取り扱うようお願いします。

記

1 指定対象期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

2 提供予定の返礼品の審査について

提供予定の返礼品の審査については、様式 2 に記載された情報をベースに総務省で確認を行ったものであり、今後、返礼品の実際の提供状況を踏まえて、改めて同省において確認することがあり得ること。

また、返礼品の実際の提供に当たっては、隨時、基準適合性を確認し、少しでも疑義等があれば、当課を通じて総務省へ確認すること。

なお、基準該当性の確認作業を継続中の返礼品については、引き続き、総務省との協議が整うまでは提供しないこと。

3 令和 5 年 7 月の申出時点で様式 2 への記載がなかった返礼品の提供について

あらかじめ所定の様式により総務省へ提出すること。

4 関係法令等の遵守について

他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、制度の趣旨を十分に理解のうえ、寄附金の募集の適正な実施に係る関係法令及びこれまでの総務省通知を遵守し、返礼品の内容について公平・公正、適切に取り扱うよう責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

【担当】

市町村課財政担当

（税制）主査 熊谷 朋宏

電話：019-629-5231（ダイヤルイン）

mail：ab0023@pref.iwate.lg.jp

總 稅 市 第 9 7 号  
令 和 5 年 9 月 2 8 日

岩 手 県 遠 野 市 長 殿



總 務 大 臣  
(公印省略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

標記の件について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定により、貴団体を法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する地方団体として指定します。

指定対象期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとなります。